

質問及び回答リスト

別紙 4

件名：「高速道路におけるEV急速充電設備の整備」公募に関する質問事項
質問受付〆切：2026年8月31日（月）

質問番号	質問日	質問箇所	質問内容	回答日	回答内容
1	2026/8/31	7. 応募資格 (A) 基本項目	財務健全性・債務超過に関する応募資格・選定基準の確認について 本事業は10年間の長期にわたり事業者が全費用を負担して運営・管理を行い、終了後には撤去・原状回復義務（要領6）を負う事業です。事業途中の倒産や運用停止、撤去不履行リスクを回避する観点から、応募者の財務健全性（例：直近決算における債務超過の有無、継続企業の前提に関する注記の有無等）は、応募資格（要領7）または基本項目（A）の『適・不適』の判定基準に含まれますでしょうか。含まれない場合、万一の事業破綻時の原状回復費用を担保する保証（親会社保証、履行保証保険等）は求められますでしょうか。	2026/9/7	応募者の財務健全性（直近決算における債務超過の有無や継続企業の前提に関する注記の有無等）については、応募資格（要領7）及び基本項目（A）の「適・不適」の判定基準には含みません。 また、事業破綻時における原状回復費用を担保するための親会社保証、履行保証保険等の提出は求めません。
2	2026/8/31	(A) 基本項目 1) 運営実績	運営実績の証明書類等の確認について 基本項目（A）1)運営実績について、実績を証明する資料は、指定の応募審査用紙への記載（自己申告）をもって足るという認識でよろしいでしょうか。それとも別途、公的書類や契約書の写し等の提出が必要となりますでしょうか。	2026/9/7	基本項目（A）1)運営実績については、指定の応募審査用紙への記載（自己申告）をもって足りるものとし、実績を証明する公的書類や契約書の写し等の提出は不要です。
3	2026/8/31	(A) 基本項目 2) 初動対応力	初動対応力における24時間以内の「起点時刻」の確認について 基本項目（A）2)運営体制の初動対応力において、「故障発生時における24時間以内の連絡体制又は、派遣体制」とありますが、機器の誤検知等による現地への無用な出動を防ぐ観点から、この起点は自社システムでの「障害検知時」ではなく、利用者や貴社からの「連絡（問い合わせ）受付時」を起点とする認識でよろしいでしょうか。	2026/9/7	基本項目（A）2)運営体制の初動対応力における「故障発生時における24時間以内の連絡体制又は、派遣体制」の24時間の起点は、自社システムによる障害検知時または、利用者もしくは当社からの連絡（問い合わせ）受付時のうち、先に発生した時点とします。
4	2026/8/31	(A) 基本項目 2) 対応能力	対応能力における「保守用機器（予備品）」の保有形態について 基本項目（A）2)運営体制の対応能力における「保守用機器（予備品）を保有していること」について、各設置箇所や県ごとに分散してストックを置くのではなく、全国または地域ブロックごとの中央倉庫等で「集中管理・保有」している形態でも、本要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	2026/9/7	基本項目（A）2)運営体制の対応能力における「保守用機器（予備品）を保有していること」については、設置箇所や県ごとに保守用機器（予備品）を保有している必要はなく、全国または地域ブロックごとの中央倉庫等において集中管理・保有している場合であっても、本要件を満たすものとしします。
5	2026/8/31	(A) 基本項目 2) 保守体制	保守体制における証跡資料提出の要件緩和について 基本項目（A）2)運営体制の保守体制において「設置箇所と同一県又は隣接県等に事業所又は協力会社を保有していること」とありますが、公募提出時点では協力会社の名称や連携フローを記載した「体制図」等の提出をもって要件を満たし、業務委託契約書等の写しの提出までは不要（選定後や運用開始までの締結で可）という認識でよろしいでしょうか。	2026/9/7	「基本項目（A）2)運営体制」に記載のとおり、会社名を記載した管理体制図及び協力会社等との契約状況（予定を含む）が確認できる書類（契約書の写し等）を添付の上、提出してください。
6	2026/8/31	(B) 加点項目 1) 1口の最大出力	1口最大出力の評価基準（カタログ値か実効値か）の確認について 加点項目（B）1)1口の最大出力(kW)について、車両側の受入能力や現地の受電設備の制約等により実際の出力が制限されるケースがありますが、評価対象となるのは設置環境による変動を受けない機器単体の『カタログスペック（理論値）』に基づくという認識でよろしいでしょうか。	2026/9/7	加点項目（B）1)1口の最大出力(kW)の評価については、現地の設置条件、車両側の受入能力その他の要因による実際の充電出力ではなく、現地に設置する機器単体のカタログスペック（理論値）に基づき評価を行います。
7	2026/8/31	(B) 加点項目 3) 決済手段	決済手段のカウント方法・分類定義の確認について 加点項目（B）3)決済手段において「3種類以上」で最高加点（+2点）となりますが、例えば「クレジットカード」と「モバイル決済」を導入した場合、2種類とカウントされる認識でよろしいでしょうか。対象となる決済手段の詳細な分類定義をご教示ください。	2026/9/7	加点項目（B）3)決済手段の評価において、「モバイル決済」は独立した決済手段の区分ではなく、「QRコード」および「非接触型決済」を含む総称として取り扱います。そのため、「モバイル決済」として提供する決済手段がQRコードまたは非接触型決済に該当する場合は、それぞれ別の決済手段として計上してください。なお、決済手段の分類は以下のとおりです。 ・クレジットカード：クレジットカードを用いて決済を行う方法です。カードリーダーによるICチップまたは磁気ストライプの読取り等を行うものがクレジットカードに分類されます。なお、タッチ決済対応クレジットカードによる決済は「非接触型決済」に分類されます。 ・会員カード：充電サービス事業者が発行する会員カードを用いて認証および決済を行う方法です。 ・QRコード：スマートフォンまたはタブレット端末により決済用コードを表示または読取りして決済を行う方法です。 ・ETC：EV充電器付近にETC用アンテナを設け、ETCシステムを利用して決済を行う方法です。 ・非接触型決済：非接触型クレジットカード、電子マネー、携帯端末に登録したクレジットカード情報等を、非接触型読取り端末を用いて決済を行う方法です。 ・その他決済方法：上記以外の決済方法です。

質問及び回答リスト

別紙 4

件名：「高速道路におけるEV急速充電設備の整備」公募に関する質問事項

質問受付〆切：2026年8月31日（月）

質問番号	質問日	質問箇所	質問内容	回答日	回答内容
8	2026/8/31	(B) 加点項目 4) 課金方式	従量制課金の適用範囲および要件の確認について 加点項目（B）4) 課金方式において「従量制課金」が加点対象とされていますが、複数口設置するうちの一部の口数のみ従量制とした場合でも加点対象となりますでしょうか。また、計量法対応メーターの搭載や、段階的な料金設定を行う場合も「従量制課金」として認められますでしょうか。	2026/9/7	複数口設置する場合において、一部の口数のみを従量制課金とする場合であっても、加点対象とします。なお、同一充電器において「従量制課金」および「時間制課金」の両方を導入し、利用者がいずれの課金方式も制限なく選択できる状態で運用する場合は、公募要領 別紙3 加点項目（B）4)に両方の課金方式を記載してください。この場合の加点評価は、「従量制課金」として評価します。 また、計量法対応メーターを搭載し、計測した電力量に応じて課金および決済を行う場合や、充電した電力量に応じた段階的な料金設定を行う場合についても、「従量制課金」として認めます。
9	2026/8/31	5. 公募要件 4) ⑨⑩	土地使用料および当社経費の支払条件に関する確認について 要領5-4) ⑨⑩にある「土地使用料」および「充電設備整備事業に係る当社の経費」について、支払時期や支払方法（年払い・月払い等）の具体的な運用詳細をご教示ください。	2026/9/7	「土地使用料」および「充電設備整備事業に係る当社の経費」の支払時期および支払方法（年払い、月払い等）の詳細については、本公募に係る充電設備の施工完了後、運用開始に当たり利用契約を締結する際に協議の上、決定するものとします。
10	2026/8/31	その他 手続きについて	選定後の機器仕様変更の可否について 事業者選定後に、メーカーの供給遅延や新型機種の発表等により、応募時に提案した機器仕様（出力や機種）を同等以上の性能のものへ変更することは可能でしょうか。	2026/9/7	事業者選定後に、メーカーの供給遅延や新型機種の発表等により、応募時に提案した機器仕様の変更を希望する場合は、事前に当社と協議願います。当社において変更後の機器が提案時と同等以上の性能を有することを確認した上で、変更の可否を判断します。